第６分野　活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

＜基本的考え方＞

我が国の農林水産業・農山漁村を再生させるためには、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る農山漁村の「６次産業化」を推進することが必要である。その際には、農業就業人口の過半を占め、消費者のニーズや食の安全に関心が高く、農産物の加工、販売等の起業活動などで活躍の場を広げ、農山漁村地域社会の維持・振興に貢献している女性の参画が不可欠である。

こうした状況も踏まえて、農山漁村に特に根強い固定的性別役割分担意識の解消、政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、男女共同参画と農業経営の改善を一体的に推進する家族経営協定の締結数の一層の拡大と有効活用を進める。また、起業活動等への支援を通じた女性の資産の形成など経済的地位の向上を図る。

女性の参画の促進と並行して、家事・育児・介護等に関わる女性の負担の軽減など農山漁村における仕事と生活の調和を促進するとともに、過疎化、少子高齢化の進展など農山漁村を取り巻く状況の変化に的確に対応した施策を推進する。

＜成果目標＞

項　　目	現　　状	成果目標（期限）
農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数（注６）	農業委員会：890（平成20年度） 農業協同組合：535（平成19年度）	農業委員会、農業協同組合とも 0 （平成25年度）
家族経営協定の締結数	40,000件 （平成19年度）	70,000件 （平成32年度）

（注６）　農業委員、農業協同組合役員を対象

1　意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施　策　の　基　本　的　方　向	
農山漁村に根強く残る固定的性別役割分担意識や古い因習等による行動様式を是正し、あらゆる場における意識と行動の変革を促進する。また、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、実態把握や調査研究を実施するとともに、地方公共団体及び農林漁業関係団体に対して具体的な目標の設定を働きかける。	
具　体　的　施　策	担当府省
ア　意識と行動の変革	
①固定的な役割分担意識の是正と「個」としての主体性の確保	
・農山漁村に残存している固定的な役割分担意識に基づく慣行や習慣を解消するとともに、女性の役割を適正に評価し、農山漁村に暮らす男女が、自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自身で設計・実現していくことができるようにするための啓発活動、情報の提供、研修の充実を図る。	農林水産省
②社会的な気運の醸成・高揚	
・「農山漁村女性の日」の活動等を通じ、農林漁業関係団体と連携して、男女共同参画社会の形成に向けた社会的気運の醸成を図る。	農林水産省
・男女を問わず「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得するため、食生活に関する情報提供等食育を推進する。	内閣府、農林水産省
イ　政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
①女性の能力開発	
・意欲のある女性が地域における方針決定の場に参画する上で必要な経営管理能力の向上や技術修得等に向けた研修等を実施する。	農林水産省
・女性農業委員、女性指導農業士など農山漁村の女性リーダーの育成を図るとともに、女性リーダー層のネットワーク化を推進し、先進的な取組や知識・技術に関する情報交換・提供など登用後のサポート体制の強化を引き続き実施する。	農林水産省
②政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
・新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成22年３月30日閣議決定）を踏まえた女性農業委員や農業協同組合等の女性役員の登用目標の設定の促進・達成に向けた定期的なフォローアップの強化や、選出の母体となる地域に対する普及・啓発等の働きかけを推進する。	内閣府、農林水産省
・森林組合や漁業協同組合の女性役員の登用目標の設定及び土地改良区、集落営農等における意思決定過程への女性の参画を引き続き進める。	農林水産省
・各都道府県において策定された農山漁村における女性の参画目標に基づき、市町村等各地域レベルにおいても参画目標の策定を行うことを推進し、目標の達成に向けた積極的な取組を促進する。	農林水産省
③調査研究、統計等における取組の充実	
・農業経営や社会参画に関する調査等、農山漁村における男女共同参画の実態把握・調査研究を実施するとともに、併せて男女別データの把握に引き続き努め、全体の中の女性の状況を明確化する。	農林水産省

2　女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

施　策　の　基　本　的　方　向	
農林水産業や農山漁村における女性の経済的地位の向上を目指し、女性の経営上の位置付けを明確化する。また、女性が働きやすい就農支援や作業環境の整備を進める。	
具　体　的　施　策	担当府省
ア　女性の経済的地位の向上	
・家族の話合いによって女性の経営参画を促すとともに、経営全体の改善に有効な取組である家族経営協定の締結数の拡大及び継続的な有効活用の促進を図る。また、林業者や漁業者にも家族経営協定の普及推進を図る。	農林水産省
・女性認定農業者や女性指導農業士、女性指導漁業士等の育成を図る取組を展開するとともに、融資、税制等経営参画に係る知識の普及等を推進する。	農林水産省
・農地等の固定資産の形成が女性の地位向上をどのように後押しするか等についての具体的な効果等を把握するとともに、金融面等各種の支援があることについて啓発活動を実施する。	農林水産省
・酪農及び肉用牛経営において重要な役割を占めている女性が経営や地域社会へ参画する機会を増やすため、女性の能力向上のための研修機会の提供及びヘルパー制度の充実等を通じ、女性が研修に参加しやすい環境づくりを促進する。	農林水産省
・施業意欲を高め、地域全体での林業経営を活性化するため、女性の林業経営への参画に向けた研修や情報提供等を実施する。	農林水産省
・漁家経営の改善を図るため、起業的取組を行う漁村女性グループの取組を支援し、優良な取組の全国への普及を図る。	農林水産省
イ　女性の就業支援及び働きやすい環境の整備	
①起業等の支援	
・都市と農山漁村の交流の推進においても女性は重要な役割を果たしていることから、小学校の農山漁村における宿泊体験活動、グリーン・ツーリズム、消費者との交流など、食を始めとする豊かな地域資源をいかし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する、集落ぐるみの多様な都市農村交流等の促進に当たっての女性の取組を支援する。	農林水産省、文部科学省、国土交通省